

午前十時〇〇分開会

午前十時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、平成28年美浜町議会第1回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、5番 龍神議員、6番 谷議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定によって、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として、お手元に配付しています。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（北裏典孝君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）について、報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例及び美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）について、議案第1号 美浜町に副町長を置かない条例を廃止する条例について、議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第6号）について、議案第4号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第5号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第6号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第7号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第8号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、議案第9号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第4号）について。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長提出議案は以上です。

報告します。

議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

平成28年美浜町議会第1回臨時会に上程いたしました報告2件、議案9件について提案理由を申し上げます。

報告第1号は、専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本専決処分事項は、法改正により、社会保障・税番号制度の施行に伴う届け出等書類に係る改正を行うものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年12月25日に公布され、平成28年1月1日から施行されることになりました。国の法律の改正が町定例会終了後であったことから、税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第2号は、専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例及び美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本専決処分事項は、法改正により、社会保障・税番号制度の施行に伴う届け出等関係書類に係る改正を行うものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年12月25日に公布され、平成28年1月1日から施行されることになりましたので、昨年12月議会でお認めいただいた改正条例のうち、国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただいたものでございます。

議案第1号は、美浜町に副町長を置かない条例を廃止する条例についてでございます。

現在まで副町長は空席となっているわけですが、さまざまな課題に対応していくには、やはり副町長を置くことが必要であるという結論に至り、次の3月議会でも人事案を提案するためには、先に副町長を置かない条例を廃止する必要がありますので、今回、同条例を廃止する条例をご提案するものでございます。

議案第2号は、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成27年8月6日、人事院の総裁から衆参両議長、内閣総理大臣宛てに2年連続となる給料のプラス勧告が出されましたが、国においては臨時国会が召集されなかったことから、国家公務員給与法の改正がされず、内閣で人事院勧告の完全実施が閣議決定されたのが昨年12月4日で、法改正は年が明けて1月20日となりました。差額支給の都合から、今議会で補正予算とあわせて提案するものでございます。

改正の内容でございますが、昨年4月1日に遡って、給料表全体を平均0.4%引き上

げると、勤勉手当を年間0.1カ月分引き上げするものでございます。

議案第3号は、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ5,720千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を37億95,660千円とするものでございます。人事院勧告に伴う給与改定による人件費の追加と、特別会計への繰出金が主なものでございます。

議案第4号は、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ86千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を12億72,921千円とするものでございます。人事院勧告に伴う給与改定による人件費の追加でございます。

議案第5号は、平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ42千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億91,298千円とするものでございます。人事院勧告に伴う給与改定による人件費の追加でございます。

議案第6号は、平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ190千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ2億1,182千円とするものでございます。人事院勧告に伴う給与改定による人件費の追加でございます。

議案第7号は、平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ162千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億28,910千円とするものでございます。人事院勧告に伴う給与改定による人件費の追加でございます。

議案第8号は、平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ118千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億99,022千円とするものでございます。人事院勧告に伴う給与改定による人件費の追加でございます。

議案第9号は、平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、収益的収支の収入と支出の補正をお願いするものでございます。

収益的支出については、人事院勧告に伴う給与改定による職員給与費166千円の追加でございます。

以上、報告2件、議案9件について一括して提案理由を申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、法改正により、社会保障・税番号制度の施行に伴う届け出等書類に係る改正を行うものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年12月25日に公布され、平成28年1月1日から施行されることとなりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の改正は、平成27年3月31日付で専決処分させていただき、平成27年6月議会で報告させていただきました美浜町税条例の改正部分を再度改正するものです。

改正内容につきましては、第51条第2項第1号は町民税の減免、第139条の3第1項第1号は特別土地保有税の減免でありまして、両税の減免申請書に個人番号の記載が不要となりましたことによる改正でございます。

国の法律の公布が12月議会終了後であったため、やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）については承認することに決定しました。

日程第6 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例及び美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例及び美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、法改正により、社会保障・税番号制度の施行に伴う届け出等書類に係る改正を行うものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年12月25日に公布され、平成28年1月1日から施行されることになりましたので、国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の改正は、昨年平成27年12月議会において条例改正いただきました中で、国民健康保険税条例第23条の2第2項第1号の中の国民健康保険税の減免を申請する場合の添付書類の中の項目に個人番号を一旦追加していたのでございますが、平成27年12月25日付の国の税法改正により、個人番号の記載が不要となりましたことにより、再度、改正するものでございます。

国の法律の公布が12月議会終了後であったため、やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例及び美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）については承認することに決定しました。

日程第7 議案第1号 美浜町に副町長を置かない条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第1号 美浜町に副町長を置かない条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

昨年6月議会において、地方自治法第161条第1項ただし書きの規定により、美浜町に副町長を置かない条例の制定をお認めいただき、現在まで副町長は空席となっているわ

けでございます。

その後、さまざまな課題に対応していく中で、やはり副町長を置くべきという結論に達しました。そのために、今回、先に副町長を置かない条例を廃止する条例をご提案するものでございます。

条例をお認めいただいた後には、早速人選に入り、3月議会には美浜町にとって適任である方をご提案したいと考えてございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） どなたも質問されないようで、このままじゃやっぱりいかんと思うんで、一言質問させてもらいます。

6月議会で副町長の任期が切れると、即、副町長を置かないという条例をつくる。日高川町でしたか、副町長を置いていないようなときには、副町長の条例を置かんとそのままにしておく、空席にしておくのはいかがなものか、正確なことはちょっと知りませんが、そういうものが議場で議論になったと聞きます。

町長がその当時から一般質問にも答えられましたように、副町長は必要やと考えるという意思是我々も理解しておるつもりでございます。しかし、6月の時点でこの条例を出すということは、当分の間、欲しいとは思っているけれども置きませんよというとり方は当然議員誰でもいたします。

しかし、同じ年内の間に、すぐ廃止の条例をつくるというのは余りにも性急過ぎるというんか、急過ぎるように我々は感じます。それだったら、あなたの意思のとおり、条例を置かない、今は空席ですけれども将来置きたいんですよという意思の中で、その条例をつくらなかったらいい。

余りにもぼんと出して、ぼんと出す。我々の目から見てみて、余りにも横暴というか乱暴に見えますが、その点について、町長、どのような見解をお持ちですか。町長にご答弁願います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員にお答えいたします。

田渕議員がおっしゃることもわかります。

ただ、美浜町の条例等々もそうでございますし、地方自治法に勘案してもそうだと思うんですけども、美浜町の条例もそうでございますが、副町長の定数を1とするというふうな形になってございます。また、地方自治法でもそうなんですけれども、第161条第1項では、「市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる」と、こういう形で記載もされてございます。

これに伴いまして、私自身、平成27年の第2回定例会、6月議会でございますが、副町長を置かない条例をとということで上程させていただきまして、今回の臨時議会でございますが、これに関してまして廃止をするという条例を上程させていただいた次第でございます。

ます。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 副町長を置くこととすると、そして1項に「条例で置かないことができる」という条例は私も理解しておるつもりでございます。

私が1回目に質問させてもらったのは、町長が置く意思があるのなら、こんなに短い期間に副町長を実際実現で置くんだったら、条例、なぜ廃止を出したんですか。そのまま空席にしておいて3月議会に出すんだったら理解できますが、出しませんと言っておいて、作りませんと言っておいて、もうこの臨時議会を出して、はい3月に置きますというのは余りにも乱暴に感じられませんか。その点についての見解の説明をお願いしたんです。決して条例が理解できないから質問したわけではありません。

ついでに、町長もそうおっしゃいます。細部説明の中で、このような言葉がございました。条例を置きましたけれども、さまざまな課題が出てきたんで置くほうがよかろうと。ならば、さまざまな課題、結局廃止する、副町長を置かないという条例をつくったのに、さまざまな課題って、現実的にどのような課題が出てきたんですか。何か、不具合がどんなところで出てきたんですか。

私は、決して、一般質問でも置くべきではないですかという質問をしてきたつもりです。私だけじゃなしに、もう1人、どなたか同僚議員も置くべきじゃないんですかという質問、町長も置きたいという、そこは理解しておるつもりです。念のために言いますけれども。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 今、田淵議員からご指摘のありました、1年足らずでまた副町長を置くのであれば、こういう条例もわざわざ置かなくてよかったのではないかとというふうな趣旨のご質問かと思いますが、昨年6月に副町長をしばらく置かないという町長からの話を聞いた中で、それであれば、地方自治法の定めにより、置くという規定は置かなければならないという解釈になると思いますので、しばらく置かないのであれば、置かない期間が長くても短くても、それはやはり置かない条例が必要ではないでしょうかというのを私のほうから町長のほうにご提案というか、進言させていただいたものでございます。

それと、私から言うてええのかどうかあれなんですけれども、どんなところでいろいろ支障が出ているのかというようなご質問もありました。

確かに、副町長が、例えば例を一つ出しますと、老人ホームの組合議会とか副町長が充て職になっている仕事というのも幾つかありまして、そういうところ、できるだけ私が代わりに今のところ行っているわけでございます。なかなか、自分の事務の仕事もある中で、その部分もカバーしながらというふうな状態が今実際にありますので、そこはやはり副町長を置くことで役割分担ができるのではないかなと、そういう感じはしております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員にお答えいたします。

ただいま、総務政策課長のほうからご答弁さしあげた状況でございますが、やはり特別職というのと、そして補助機関といえますか、一般職員との差異もございます。やはり相談内容もいろんな形で違ってくるケースもございます。

そういったことも勘案しながら、今回でございますが、これに関してまして廃止する条例をさせていただきまして、改めてまた3月議会というような形で考えを持っておるような状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 3度目になりますんで、これで最後にさせていただきます。

総務政策課長のほうから町長に進言したという、そのところは理解します。

しかし、最終的な判断というのは町長ですね。

要するに、確かに条例にのっとって正確にやる必要性はないとは申しません。正確なほうがいいんです。でも、通例というか慣例というか、こういう短い期間で置く場合は普通置かないんでしょう。そのところ判断するのは、職員として、当然条例がそうなっているんですが、いかがですかという総務政策課長が町長に対して進言するということは僕は間違った行為でないと思います。的確な対応だと思います。

しかし、そのところで、町長も我々にも、いや、いつか置きたいんですという意味表示をしているとおりであれば、もうちょっと待ってくれと、それ、全く空席で置いといたんで何か法律違反で罰せられるという性格なものじゃなしに、通例、慣例としては、近い将来置きたいんや、1年以内ぐらいに置きたいんやというときは、しないのが普通でしょう。

だから、一旦6月に我々が可決したものを、ここでまた再度するというためには、それなりの納得が議員に必要なんです。そうでないと、住民は、あなた方、一体ころころ、何判断しているんよと我々が言われますよ。その意味において、町長に、ここで誰も質問せんかったら、きちんと質す必要があると、それは議員の使命だと思います。だから聞いているんです。

だから、副町長の充て職であるところへ総務政策課長が行かないかん。だから、さまざまな課題と、随分と納得のしにくい課題ですよ。

議員の皆さん、私も含めて寛容ですんで、理解は示します。けれども、我々、本当にさまざまな課題というんが、一つの事件ということよりも、やっぱり住民の福祉というものを目標にやっていった場合は、町長1人よりも2人のほうが住民の方にこれだけのことができるんやという、ある意味で1人の場合にこんな欠陥があるということがあったんだということを正直に公表するんも町長の正直さじゃないんですか。

だから、くどいようですけども、町長が置きたいという意思も理解します。また、ここで出したんも理解します。でも、一旦決議にしたものを、それを年内の間に覆すときに



は、覆すだけの説明、納得、住民の前にする必要があるんです。

もう一言、最後で終わりますんで、質問はこれで終わりますけれども、きちんとそこら辺の意思だけ、町長のほうからお答え願いたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

最終的に私自身が判断させていただきまして、副町長を置かない条例ということでさせていただいた次第でございます。

先ほど、総務政策課長からもご答弁ありましたが、そういった形、進言は、私、いただいて、やはりそれだったらば、どうやろうな、仕方がないかなということで、私の最終的な判断の中で、6月定例会の中で副町長を置かない条例ということでさせていただいた次第でございます。

そのときもそうだったんですが、長い将来にわたってというんですか、私自身、1人で副町長を置かないという気持ちは全くございませんでした。ただ、やはり条例の中で、これはもうこうしていかざるを得ないのかなという私は最終的な判断をした中で、6月定例会の中でさせていただいた次第でございます。

ただ、何遍も繰り返しになりますが、私自身、副町長ということで、私の右腕というんですか、やはりいろんな形で、相談もそうでございます。また、南海トラフとか西川冠水等々の問題もございます。いろんな形で職員に汗もかいていただいておりますが、やはりそれとともに、ほかに職員に言えない悩み事、相談等々に関しましても、私の右腕になっていただく人が必要ということは、もう常々から考えておる次第でございますので、今回、この臨時会におきまして、こういった形で上程させていただいたということでご理解を賜りたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） ございませんか。2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） いろいろお話を伺っておりまして、町長の判断で、やっぱり町の発展に寄与するために副長が必要であると最終的に判断されたんだと思います。

副長さんについては、いろいろ私も見せていただいたり、それまでもいろんな人からも伺ったりしておりますけれども、庁舎内の安定を図るためにいろいろ調整をしたり、それから町内外のいろんな書類とか、いろんな点検事項の確認、町長だけやったら怠る場合もありますんで、そういったこと、また判断するには町長も言われておりましたし、個人ではなかなか難しい点もあろうかと思えます。そういったことであるとか、それから近隣のいろんな会議へ出席をすると、そういったようなこと、ほかにもあろうかと思えますけれども、こういった議場でありまして、そういういろんな提案についての細部説明、町長もされますけれども、それをしたりとか、そういったようなことであつたかと思えます。

ほかにもいろいろあると思えますけれども、しかし副長を置くということにつきまして、4年間で40,000千円かかるわけなんです、費用的にも。

そこで、私、考えるのに、やっぱりこの町を見ますと、まず県に対するパイプ、で

できれば、あわよくば国に対するパイプ、そういう太いパイプが必要であろうと常々感じておりました。そういったことにも精通しておられるような方、これから人材にされると思っていますので、そこら辺も加味して今後考えていただけたらと。

議場における細部説明なんか等については、各担当課長もおりますし、そこから出してきた書類なんかもあると思いますので、そういったことについては課長に任せたらいいんじゃないかと、任せる部分は任せて、みんなでやっていくと、そういう体制も考えていただけたらと、私の考えでありますけれども、以上です。

○議長（鈴木基次君） 答弁求めますか。町長。

○町長（森下誠史君） 繁田議員にお答えいたします。

この臨時会でございますが、お認めいただきましたらば、その辺も勘案しながら前向きに進んでいきたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町に副町長を置かない条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

従来から、現業職などを除く公務員には、憲法で保障する労働三権のうち、団体交渉権の一部と争議権、いわゆるストライキをする権利が認められていないことから、給与決定の労使交渉が制限されるために、これにかわる手段として、国においては人事院が毎年4月1日の時点で民間給与との格差を調査し、その差を埋めるべく勧告を出してきているものでございます。

平成27年8月6日、人事院の総裁から衆参両議長、内閣総理大臣宛てに2年連続となる給料のプラス勧告が出されましたが、国においては臨時国会が召集されなかったことから、国家公務員給与法の改正がされず、内閣で人事院勧告の完全実施が閣議決定されたのが昨年12月4日で、法律の改正は年が明けて1月20日となったものでございます。

人事委員会を持たない市町村においては、都道府県人事委員会における調査結果を参考に適切に対応を行うこととされていて、和歌山県人事委員会が昨年10月7日に国の勧告

とほぼ同様の勧告を出してございます。

ただし、国の法改正が成立する前に給与改定を実施しないようにという国からの通知があったことから、国の法改正が1月20日に成立したことで、美浜町においても、ほぼ勧告に沿った内容で条例改正をお願いするものでございます。

今回の勧告の主な内容でございますが、大きく2点ございます。

まず1点目は、給料表の額の引き上げでございますが、行政職（一）の額を国においては平均0.4%引き上げしています。額にして、月額1,100円から2,500円の引き上げとなります。

2点目は勤勉手当でして、現行勤勉手当は年間1.5カ月分のところを、0.1カ月分引き上げして、年間1.6カ月とするものでございます。

以下、条文を追ってご説明いたします。お手元の新旧対照表もご参照ください。

今回の条例改正も、前回の人事院勧告による改正時と同じように、2段階での改正となっています。

まず、第1条では、勤勉手当を年間0.1カ月引き上げる分を昨年の12月の勤勉手当に一括して上乘せするもので、一般職員は現在0.75カ月となっているものを0.85カ月、再任用職員については0.05カ月分上乘せして、現行0.35カ月を0.4カ月とするものでございます。

附則第5項の改正は、6級以上、55歳以上の職員は1.5%減額されることとなっておりますので、その改正でございます。

この改正は、あくまで昨年の12月の勤勉手当にのみ適用されます。

あわせて、別表の給料表を改めますので、若い職員で級・号の小さい職員は最大で月額2,500円、級の高い職員でも1,100円のアップとなるものでございます。

ただし、昨年4月に給料表が大きく下がった際に、現給保障を受けている職員がかなりいますので、現給保障と比較しますと、実際は給料分の差額が出ない職員もございます。

第1条の改正については、平成27年4月1日に遡って適用いたします。

次に、第2条の改正ですが、こちらは平成28年4月1日以降の勤勉手当について、0.1カ月分上乘せした分を6月の勤勉手当と12月の勤勉手当に振り分けするために、第1条で改正したばかりの月数0.85カ月を6月、12月それぞれ0.8カ月に改めるものでございます。

第2条の規定は、平成28年4月1日から適用いたします。

附則については、今ご説明いたしましたそれぞれの改正の適用日と内払いの規定でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。7番、高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

この給料表より、最後に再任用職員とあります。1年限りの再任用職員の号はまるつき

りなしに、級だけが6級まで上がっている。何か意図的なものがあるのかどうか。1年しか採用しないのに、6級までわざわざここに書かれているということは、将来的にここまで再任用期限を長引かせるのかどうか。何か、一つでええん違うかなと、1年限りやのに。

条例がそうなっているんで、そうしたんかもしれませんけれども、全くうちの実態とはマッチしない表になっていますんで、ひとつご説明よろしく。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 高野議員のご質問にお答えします。

確かに、実際には再任用の職員さん、一番低いところの1級の部分しか現在のところは使うことはないと思います。

それと、昨年と今年度については、再任用期間は申し合わせで1年、28年度からは年金が受け取れる年齢までということで、1年ずつ段階的に上がっていきますので、28年度、29年度、再任用があれば、その方は2年間再任用できるということになります、その場合でも基本この1級の金額がベースになりますので、今おっしゃられましたように、6級までこの給料表が要るのかと言われれば、国の改正給料表がこうなっていたからということではないのが実際でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ちょうど今の、このさっきの休憩のときに下へおりていったら、たまたま農協の職員がおられまして、あれ、今日は何よと、臨時議会です、今ごろあるのですかと、うん、職員の給料を上げるんやて、結構なもんやなど、何かこれが世間を象徴しているように思いませんか、正しいとか正しくないということじゃなしに。

町長、実際、人事院勧告、しかも団体交渉権が与えられていないさかい、一連の細部説明、理解します。そうなっているのは、給料を上げるたびに説明もいただいておりますので、それは理解します。

しかし、そこで、民間の景気は本当に2年続きでよくなっていると町長は、よそのところはどうでもいいです。美浜町、景気よくなっていると実際感じておられますか。まず、質問します。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

美浜町ということで、限ってというような形でご質問であったかと思うんですけども、美浜町に限ってということであれば、そんな景気はよくなっていることは感じられないというのが私の実感でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 町長就任当時だったと思います。町長は、美浜町の予算規模というのは今の現状で幾らぐらいが適正と感じておられますかと、もうアバウトな数字で結構

ですんでお願いしますと言うたときに、たしか当初予算で三十四、五億、補正で三十五、六億が適正な財政規模かなと判断しておられまして、そうたしか答えられたように記憶しておるんですけども、実際、この補正入れて37億90,000千円、もう38億。かつて42億ほどの予算を組んだことがあったやに記憶しておりますけれども、ここ年々、随分と大きな予算規模になっております。

だからといって、地方交付税、また税収が上がる等々の目立ったものがあつたように私は記憶しておりません。そのことからすると、たかだか5,720千円と言ってしまえばそうですけれども、かなりやっぱり経常経費を押し上げるということになります。

そこで、これも乱暴な数字で結構ですんで、経常収支比率の高止まりというのは、今、財政の硬直化というのは、うちところの町の一つの課題である、解決しなければいけないテーマであると私は認識しておりますけれども、乱暴な数字で結構ですんで、これくらいの経常収支比率になると、この値上げも含めてね。

それと、以前質問したときも町長は明確に答えられませんでしたけれども、経常収支比率がここたいでしたいんやと、実際の数字と町長の数字と一致しているんかどうかわかりませんが、そこら辺について、要するに予算規模が38億近くになってきている、随分大型予算だなということについてと、それから経常収支比率についてご答弁お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

おっしゃられた経常収支比率ということであれば、九十六、七というふうな形で上がってきているのが、もう少しのケースもございます。現実的に厳しいなというのが私自身も認識しておるような状況でございます。

やはり、市、また町村というふうな形でいえば、町村でいえば、やはり85ぐらいがベストかなと思うところもあるんですけども、なかなかそれにできていないのが状況、そしてまた一般会計の予算でもそうでございますが、田淵議員もご承知のとおりで、なかなか難しいということで、財調の繰り入れとかそういった形でやっているのが状況でございます。

ただいま、予算査定ということでもしておるんですけども、やはり厳しい中、各課もそうでございますが、精査しておるような状況でございますが、地方交付税の伸びもなかなか難しい、そして町税もそうでございますが、やはり扶助費というんですか、社会保障というか、そういった形の伸びも大きい中、厳しいのが状況でございますが、おっしゃるとおり、経常収支比率ということであれば、九十五、六になっているのが状況でございますが、ただ、職員のやはり生活というのも勘案した中で、今回、人勧でございますので、その辺につきましても、やはり抑えるということは、なかなか現状では難しいのではなからうかなと、このように私自身は思っている次第でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） あのね、町長、ここで私が質したいのは、何を質したいんかと。

人事院勧告がそういう勧告をしてきた、その背景の中には、アベノミクスにおけるあまり抑える抑えるというのがこの国の景気をよくすることには繋がらないやろう、だから世間を刺激する意味も含めて職員の給与も上げていこうというこの背景がある、そこは理解しておるつもりでございます。

でも、町長自身の腹の中に、この美浜町の景気そのものが、あまりよくなっていないという実感ある中で上げるのなら、住民に説明のつく、こういう部分については一生力を入れていきたいんだという明確な答え、明確な部分がなかったらいかんわけです。いたずらに積み上げていった、要するに町長も言われましたように、福祉関係の費用がどんどん増えていく、だからこういう大きな予算規模になってきた、これも理解します。ならば、ここに手を打つというところが気持ち的に理解できる、住民理解のできる部分があつての職員の値上げですよ、ここ。こここのところ、私言っている間違いはない。だから、こここのところに今後力を入れていく、だからこうなんだという部分ということを確認したいというか、ご答弁願いたいと言っているわけなんです。私の言っている意味、わかってくれますよね。

だから、総額でちょっと計算してみたら、特別会計でいうたら66億円ぐらいになるわけですよ。国民健康保険なんか、私、議員させてもらったときに4億何千万円のやつが、もう12億円まで上がってきている。まだこれから上がっていくでしょう。

だから、この給与が上がるということで、経常収支比率も九十六、七。誰も、町長、85%ぐらい云々というと、私、85%なんか望んでもいませんよ。そんな絶対無理です、今の時代で。よっぽどの大きな施策が町長の腹の中にあるんでしたら、真剣にこの経常収支比率というものを正面から向き合つて考えたら、今どき85%が理想なんです、何寝言言うてんのなというしか感じませんよ、真面目に考えている者から見てみたら。でも、せめて九十六、七だ、90の前半まで、せめて90限界までいきたいなと、これくらいのきちとしたもんを示していただきたいと思うんです。それが、今の町長の答弁に対する私の気持ちなんです。

何を聞きたいか、町長、こんなところが余りにも甘過ぎませんかということ指摘したいんです。

そこで、次の質問させてもらいますけれども、経常収支比率はさることながら、財政力指数ですよ。

この間、25日から27日まで、滋賀県の研修所のほうへ議会改革研修で行きました。蛇足ですけども、何もかも実費です。だから、議員派遣に入っていません。でも、来ている議員は、ほとんどの市会議員の方なんかは政務調査費です。私は100%実費です。

その中で、播磨町議会の方と、いま一つは愛知県の幸田町、どちらも女の議員の方でしたけれども、この2つの町議会はどちらも財政力指数が1を超えているんです。1を超え

ておりますけれども、私がうらやましいなという目で見ていただけでなく、彼女らのほうが財政力指数を伸ばすということについての執着心というか意欲というんは、やっぱり落ちてくる、1を割らんとこうという意欲というのはすごいな、町に対する興味はすごいなと思うんです。

その意味からいうたら、我々、今何を言いたいかと感じた中で、日ごろ議員仲間で話していても、財政力指数を上げるということについての執着心というか意欲って、物すごく少ないところほど欠けるなと思うんです。それはもう、ほんまに反省せないかんと思いました。

町長の答弁聞いていたら、ある意味で我々議員と一緒に、給与上げるにはすぐ反応するけれども、財政力指数を上げるための努力、もとをたどれば経常収支比率ですよ、こちら辺について、ちょっと一言、二言、町長のお覚悟というんか、お気持ちをご説明いただきたい。

そうでないと、やっぱりここで単純に人事院勧告から言うてきたんで給料上げますよというたら、一番最初に言うたように、よその職員の方が結構なもんやな、気軽い気持ちで言うたんだとは思いますが、でも、それが住民の本音だとも思いますんで、一言そこら辺について町長のご答弁を求めます。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員に、お答えになるかどうか少しわからないんですけども、というのが財政力指数ということであれば、本当難しいような状況でございます。町税等々でもそうでございますが、本当6億という形であれば、予算規模からいけば、6分の1というような形になっているのが状況でございます。

おっしゃるとおり、財政力指数の中で、1コンマ以上というような形も、不交付団体のことを考えれば、私どもの町はもっともっとさらにせんとあかんところもあるかもわからんですけれども、先ほど、私、ほかでもご答弁させていただいたかと思うんですけれども、職員も随分と汗もかいておるような状況でございます。当然だと思うんですけれども、先般からも査定もしておるんですけれども、その中でも精査した中で、さらにここでもまたやっていきたいんやということで、現在、査定もしているような状況でございます。

おっしゃるとおり、なかなか入を増やすということは、この地域でいえば難しいところもあるかと思うんですけれども、それにつきまして、さらに考えもしていきたいなと思いますし、また逆に田淵議員が先ほどおっしゃった愛知県等々のこともございますが、その辺のもし参考とかなるのであれば、改めてまたいろんな形でお教えも願いたいなと思います。

なかなかここで、田淵議員がおっしゃった町長としての考えとか、そういったこと例えば、経常収支比率とか財政力指数というような形の中で、こうしていったらばいいよとか、この方向でというふうな形は、なかなか明確な進路というんですか、その辺について、ここで私自身お答えできるということは持ち合わせしていないというのが状況でございます。

す。

ただ、今まで私が言っている中でいえば、本当、入りをいかに増やして、出をいかに減らすかということですが、そういった形をしていかざるを得ないということとともに、なかなかこの平成27年度の中で、平成28年度職員給与ということも上げさせていただいたような状況ですが、さらに職員とともども英知を絞ってやっていきたいなど、このように思っておるような次第でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかに。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 構へん、後で。今度で、4回目か。

○議長（鈴木基次君） もう3回。もしあれば、もう通告制による文書質問なり一般質問で取り上げて、また、あとしてください。

ほかに。はい、高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

先ほど、総務政策課長が給料の上がる職員もおられるようにご発言だったと思うんですが、この号を見る限り、同じ号でも上がっているわけですね。どうやったら上がれへん職員、前回、上がったんでというようなことだったけれども、上がらへん人ってどんな人なのか、ちょっと知りたいんやけれども。

それともう一つ、先ほど田淵議員が冒頭に、公務員、団体交渉できないようなご発言があったように思いますが、団体交渉、あなたたちできるんですよ。スト権ないだけでね。その辺、誤解のないように。

そやから、団体交渉でうちだけ独自に上げよ、それは無理ですけども、ほかの労働改善なり何なり団体交渉していったらいいと思うので、職員組合も、もちろん管理職員組合もあるでしょうし、その辺もきちっと含めてやっていただきたいと思うんで、とりあえず今の質問、よろしく。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

まず、後段の部分ですけども、先ほど私、細部説明の中で、団体交渉権の一部と争議権、いわゆるストライキの権利が認められていないということでご説明いたしました。団体交渉権は、できる職種、全くできない職種、いろいろあるかと思えます。ストはできないということでご理解いただきたいと思えます。

あと、給料が上がらない職員ってどういうケースかというご質問なんですけれども、去年の4月1日に、その前の年の人事院勧告によりまして2%程度、人によっては10千円、15千円ぐらい給料表上は給料が下がった職員が、特に給料の高い職員のほうでそれぐらい下がった職員がいます。ただし、現給保障といいまして、27年3月31日現在でもらっていた給料を3年間は保障しますというのが前回の人事院勧告だったと思うんです。

それで、給料がそしたら上がらない職員というのは、そのときに給料表上は10千円と



か15千円下がっているんだけど、実際もらっている額は、現給保障があるから、それより高い金額、今もらっていますよと。そういう職員については、今回、給料表上、1千円、1,100円とか1,200円とか上がるんだけど、もともと現給保障でもらっている金額のほうが高いもんだから、そこに差額が出てこないという、そういう職員が結構います。

ですので、今回の改正は、勤勉手当については全員0.1カ月上乗せになりますんで、0.1カ月分の差額分は出ますけれども、給料本俸の部分については、今回上がる分よりも、もともと現給保障でもらっていた金額のほうが高い人については差額が発生しないという方が結構いますので、その分の給料分の差額が出ないという説明をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

要は、号の飛ばしほどえらい給料下がっても、そない下がらんわけやん、次の年に、平たく言えば。ということなんかと思うんやけれども、ほな飛ばしって別に新たにない、なかったらないでええんやけれども、それも答えてください。

それと、町民の皆さんが、なぜ公務員はええなと言うかといいますと、普通、民間にいてると、定期昇給があって、景気のええときはベースアップが次来るんですよ。2段階でぼんぼんと給料上がっていく。ところが、公務員の皆さんというのは、上がるときは号で上がってというふうなベースアップがぼんと上がるみたいです。定期昇給で号が上がって、ベースアップで次、ぼぼぼんと2段階みたいになつとるんですよ。給料が上がる時、同じ号でもその号がぼんと上がってある。ということは、定期昇給がそこで来てあるんですよ、民間の勤め人から見れば。意味わかりますか。わかるでしょう。同じ号でも、上がる時は上がっている給料、それが定期昇給やないですか、民間の勤め人から言わせば。

ところが、民間、景気が悪なると定期昇給もままならん。よくて、今年は定期昇給だけやと、ベースアップなしやと。皆さん、新聞で見て、給料上がってる、ベースアップ、ベースアップと言うてんの、その前に定期昇給が上がっているんですよ。定期昇給上がって、ベースアップがある、民間はそうなっていますよ。

だから、普通、上がれへん、上がれへんて言うても、定期昇給は上がるどころと上がらないところ、それはあるでしょうけれども、定期昇給というのは必ずあるんですよ、基本的に。それに加えてベースアップというのは新聞に載ってくる。

だからこれ、公務員の皆さんは定期昇給もベースアップも、もう何も言えへんから、これ一体どう捉えたら給料として、今ごろこんなこと聞くのもおかしいんやけれども、上がる時はやっぱり定昇上がってベースアップも上がってということなのか、その辺をちょっとお示してください。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

まず、最初の号の飛ばしとか飛ばし級みたいなのがあるのかということについては、これはありません。今、飛ばし級というのは、ありません。あくまで勤務評価によって昇給、昇額幅が決まるという制度になってございます。

それと、今おっしゃられたように、定期昇給は、人事院勧告でベースアップがなくても、定期昇給がもともとあるじゃないかというのは、これはそのとおりだと思います。

ですので、昨年、7年ぶりに人事院勧告プラス改定やという話が出ましたけれども、その7年間、そしたら給料全く上がらなかったのかというたら、それは定期昇給分は皆それなりに上がっているわけです。

定昇が止まるのは、今、55歳以上で勤務評価が普通という評価された方については上がらないというのがありますけれども、それまでについては、公務員の場合は、1年間つづがなくとか特に大きな問題もなく勤めた場合は、標準級、標準の号数、今でいうと4号ですね、昔でいう1号級ですけども、定期昇給12カ月で1つ上がるというふうな、まず定期昇給の仕組みがありますので、人事院勧告で給料表自体の底上げとかベースアップがなくても、定期昇給は、これはあるということでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今、高野議員の質問を聞いていて、ふと思ったんですけども、今回は純粹にもう給料だけが補正組まれるんで、トータルして5,720千円ほどという給料になると思うんです。

これ、今言うように、給料保障というのが上がっても、もともともらっていた給与は保障しますよということがあるんだったら、この5,720千円の補正というよりも、実際は人件費でどれぐらい、わからなんだらええんで、もうおおよそ何十万という部分はええんで、おおよそ実際この給与表のと通りの給料の場合で、今度これだけ上昇するとしたら、幾らぐらいの補正になるんか、ちょっとそこんとこ、わかったら、感覚的につかみたいんで、何十万というような端はいいですけども、この5,700千円が実際は10,000千円になんのかなというか、そういう数字になるのか、いやたかだか1,000千円ぐらいのものか、その程度で結構ですんで、ご答弁、ちょっと詳細なこと聞くようですけども、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 実は、この後、これに引き続きご提案いたします補正予算と絡んでくる話になります。その中で、補正予算の末尾に給与費明細というのをつけさせていただいているんですけども、ちょっとまだそこへ入っていないですけども、先に言わせてもらおうと、その給与費明細で今回の勧告に伴う給料本俸のアップ分というのが一般会計だけで954千円となっています。

金額的には、あらわれてくるのはそれだけなんです、さっき言われたように、既に3年間の現給保障というのがあります、それを超えない人は差額そのものが今回発生しないので、その人まで合わせればという今のお話でしたので、給与費明細の中に一般職の今の平均給料が285千円何がしという金額が載っています。それにさっきの言う0.4%を掛けると1人1,200円ぐらいになるんですけども、月にしてですね、その年間ですんで、一般会計だけで申しますと、やはり給料に伴う改定分は1,000千円前後かなというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第3号は、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ5,720千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を37億9,566千円とするものでございます。

今回の補正は、ただいまお認めいただきました人事院勧告に伴う給与改定に伴う追加及び特別会計への繰出金が大部分であります、そのほかに一部、超過勤務手当と結婚などによる扶養手当、住居手当の追加が含まれてございます。

まず、6ページの歳入でございますが、補正財源として全額地方交付税を充当してございます。

8ページからの歳出でございますが、議会費100千円は人事院勧告による追加、一般管理費1,572千円は、人事院勧告による職員と再任用職員の人件費並びに超過勤務手当の追加でございます。下段の税務総務費609千円は人事院勧告による追加。

10ページ以降も戸籍住民基本台帳費で171千円、社会福祉総務費で住居手当の追加と国保会計への繰出金を含んで391千円、国民年金費は77千円でございます。

12ページに移って、老人福祉費は536千円で、ここでは特別会計への繰出金280千円を含みます。地域包括支援センター運営費は119千円の追加、下段の保健衛生総務

費では、扶養手当の追加を含み387千円でございます。

14ページに移って、農業委員会費は67千円、農業総務費は207千円でございます。農地費42千円は農業集落排水事業特別会計への繰出金、下段の水産業振興費は61千円。

16ページに移って、道路新設改良費は33千円、下水道費の190千円は公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

16ページ、下段からの事務局費244千円。

18ページに移って、ひまわりこども園費は712千円、社会教育総務費は202千円の人件費の追加で、人事院勧告によるものでございます。

また、末尾に給与費明細書も添付してございますので、ご参照ください。

以上、まことに簡単ではございますが細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第10 議案第4号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、日程第11 議案第5号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第12 議案第6号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第13 議案第7号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、日程第14 議案第8号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、以上の5議案は人事院勧告による職員の給与に関する補正予算であることから、同種の議案として一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10 議案第4号、日程第11 議案第5号、日程第12 議案第6号、日程第13 議案第7号、日程第14 議案第8号は一括議題とします。

なお、討論、採決は、議案ごとにそれぞれ行います。

本件について、一括して細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第4号は、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ86千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を12億72,921千円とするものでございます。

6ページの歳入については、目の一般会計繰入金、歳出では、8ページの一般管理費については、人事院勧告に伴う給料と期末勤勉手当など、それぞれ86千円の追加でございます。

続きまして、議案第5号は平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ42千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ1億91,298千円とするものでございます。

6ページの歳入については、目の繰入金、歳出では、8ページの施設管理費については、人事院勧告に伴う給料と期末勤勉手当など、それぞれ42千円の追加でございます。

続きまして、議案第6号は平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ190千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ2億1,182千円とするものでございます。

6ページの歳入については、目の繰入金、歳出では、8ページの建設費について、人事院勧告に伴う給料と期末勤勉手当など、それぞれ190千円の追加でございます。

続きまして、議案第7号は平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ162千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億28,910千円とさせていただくものでございます。

6ページの歳入については、目の一般会計繰入金、歳出では、8ページの一般管理費では49千円、介護予防ケアマネジメント事業費113千円、合計162千円で、それぞれ人事院勧告に伴う給料と期末勤勉手当等でございます。

続きまして、議案第8号は平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてございまして、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ118千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億99,022千円とさせていただくものでございます。

6ページの歳入については、目の一般会計繰入金、歳出では、8ページの一般管理費については、人事院勧告に伴う給料と期末勤勉手当など、それぞれ118千円の追加でございます。

以上、議案第4号から議案第8号について、細部説明を終わります。よろしくご審議賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから一括質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

まず、日程第10 議案第4号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11 議案第5号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12 議案第6号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13 議案第7号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14 議案第8号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 議案第9号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、収益的収支の支出の補正をお願いするものでございます。

4ページ、5ページの収益的収入及び支出の見積基礎の支出についてご説明いたします。

事業費用、営業費用、総務費166千円の増額でございます。これについては、人事院勧告による給料、手当、法定福利費の増額でございます。

収益的支出の補正額は166千円の増額で、事業費用合計は1億41,223千円となっております。

次に、1ページの第3条では、当初予算第7条の議会議決を経なければ流用することができない経費として166千円を増額し、29,591千円と改めてございます。

次に、6ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は1億73,885千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年美浜町議会第1回臨時会を閉会します。

午前十一時二十九分閉会